行政管理局、行政評価局、自治行政局、自治財政局、自治税務局、国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、統計局及び政策統括官をいう。以下同じ。）にあっては当該内部部局、地方支分部局（管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、行政評価事務所、総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいう。以下同じ。）にあっては当該地方支分部局をいう。以下同じ。）は、各機関相互間はもとより、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との間で、相互に密接に連絡及び協力し、国民保護措置が円滑に推進されるよう努めるものとする。

特に、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関相互間とそれぞれの連絡窓口が情報連絡を密にする等の連携を図るものとする。

また、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）は、管轄区内の都道府県と、防災対策のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難等の武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から連携体制の整備に努めるものとする。

第６節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

１　総務省国民保護対策本部の設置等

⑴　政府の対策本部の設置の通知

武力攻撃事態等において、政府に対策本部が設置された場合には、国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局は、直ちに、それぞれその所管する指定公共機関に対し、対策本部が設置された旨を通知するものとする。

［⑵～⑸　略］

［２・３　略］

行政管理局、行政評価局、自治行政局、自治財政局、自治税務局、情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、統計局及び政策統括官をいう。以下同じ。）にあっては当該内部部局、地方支分部局（管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、行政評価事務所、総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいう。以下同じ。）にあっては当該地方支分部局をいう。以下同じ。）は、各機関相互間はもとより、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との間で、相互に密接に連絡及び協力し、国民保護措置が円滑に推進されるよう努めるものとする。

特に、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関相互間とそれぞれの連絡窓口が情報連絡を密にする等の連携を図るものとする。

また、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）は、管轄区内の都道府県と、防災対策のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難等の武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から連携体制の整備に努めるものとする。

第６節　武力攻撃事態等における活動体制の確立

１　総務省国民保護対策本部の設置等

⑴　政府の対策本部の設置の通知

武力攻撃事態等において、政府に対策本部が設置された場合には、情報通信国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局は、直ちに、それぞれその所管する指定公共機関に対し、対策本部が設置された旨を通知するものとする。

［⑵～⑸　同左］

［２・３　同左］

第３章　国民保護措置に関する事項 **第９節**　国民生活の安定に関する措置 １　国民生活の安定 ［⑴～⑶　略］ ⑷　苦情あっせんの促進等 行政評価局等は、武力攻撃災害が発生した場合には、関係行政機関等が行う災害応急対策又は災害復旧対策に関する国民からの総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第15号に規定する苦情の申出に迅速に対応できるよう、速やかに専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、総合的な相談窓口を設置するものとする。 ［２・３　略］	**第３章**　国民保護措置に関する事項 **第９節**　国民生活の安定に関する措置 １　国民生活の安定 ［⑴～⑶　同左］ ⑷　苦情あっせんの促進等 行政評価局等は、武力攻撃災害が発生した場合には、関係行政機関等が行う災害応急対策又は災害復旧対策に関する国民からの総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第21号に規定する苦情の申出に迅速に対応できるよう、速やかに専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、総合的な相談窓口を設置するものとする。 ［２・３　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

公安調査庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく公安調査庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成29年12月22日　　公安調査庁長官　中川　清明

公安調査庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中「公安調査局及び公安調査事務所における初動体制の整備」を「公安調査庁研修所、公安調査局及び公安調査事務所における初動体制の整備」に改める。

総論４の「及び公安調査庁研修所」を削る。

第１章第１節１⑵の「及び公安調査庁研修所」を削る。

第１章第１節３⑵を次のように改める。

⑵　連絡体制の整備

○　武力攻撃事態等において、初動時に本庁に参集すべき本庁職員並びに公安調査庁研修所、公安調査局、公安調査事務所及び関係機関に対する連絡体制については別に定めるところによる。